

事務連絡
令和8年6月29日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

人口減少下における障害福祉サービスの提供に関する取組事例集について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

障害福祉分野における人口減少下におけるサービス提供については、令和7年に開催された「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、2040年に向けて高齢化・人口減少が進む中でのサービス提供体制のあり方について検討が行われ、そのとりまとめにおいて、障害福祉分野においても、「その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築することが重要」とされたところです。

また、令和9年度からの第8期障害福祉計画・第4期障害児支援計画に係る「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）において、「地域のニーズに応じて提供体制や支援体制を構築していくことが重要であり、例えば、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等も図りつつ、サービス提供体制を維持・確保していくことが重要」とされています。

今般、令和7年度障害者総合福祉推進事業「人口減少下における障害福祉サービスの提供体制のあり方に関する調査研究事業」において、障害福祉サービスの維持・確保に向けた取組の事例集をとりまとめました。本事例集では、既存制度の有効活用や、効果的な人材確保策、事業所間の連携の取組など、人口減少下において、障害福祉サービスの提供体制の維持・確保に取り組まれている法人等の事例を整理しています。

つきましては、内容について御了知の上、各自治体におけるサービス提供体制の検討の参考にさせていただくとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等への周知をお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ「人口減少地域における障害福祉サービスの提供体制」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74053.html

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線 3148）

E-mail：horei-shougaiaa@mhlw.go.jp